

全ての住宅に「住宅用火災警報器」が必要になりました。

消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、京築広域市町村圏事務組合火災予防条例で設置及び維持の基準が定められました。(平成17年7月公布)

《なぜ設置が必要なの?》

- 住宅火災から命を守るため(死者の増加を防ぐため)
- 住宅火災の死者の半数が60歳以上の高齢者
- 原因の7割が逃げ遅れ(就寝時間帯に多い)

《いつから?》

- 新築住宅は平成18年6月1日から義務付け
- 既存住宅は平成21年6月1日から義務付けられます。
(平成21年5月31日までに設置が必要です。)
大切な家族の命を守るために、早めに設置しましょう

《どんなもの?》

- 住宅用火災警報器には煙式(煙を感知するもの)と熱式(熱を感知するもの)があり、火災を感知すると警報音や声で火災を知らせます。

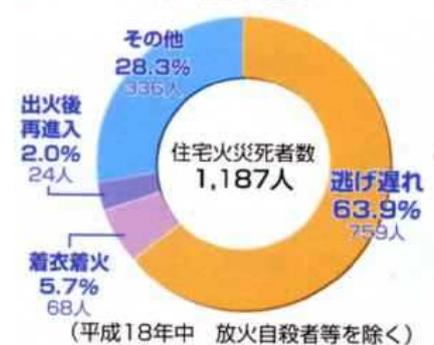
義務化されたのは煙感知器です。

- 住宅用火災警報器には、電池式(10年用、5年用など)とAC100ボルト(家庭用電源)式があります。
- 住宅用火災警報器は、国の基準に適合したものを設置します。

「NS」マークの付いたものを、購入・設置しましょう。

- 購入・設置など機器の問合せは、裏面の相談先へお願いします。

■ 多くの人が逃げ遅れ



※マークの付いている場所は機種により異なります。

住宅火災から生命を守るために

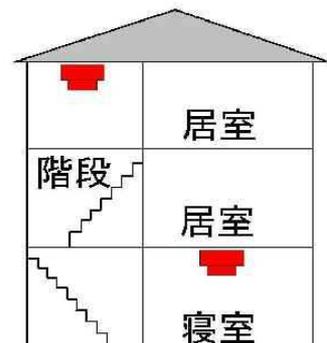
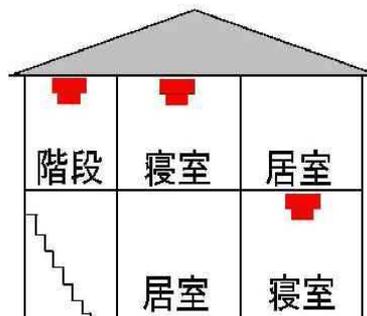
《どんな住宅に?》

- 戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅(アパート等)、寄宿舍等全ての住宅に設置が必要です。

《どこへつけるの?》

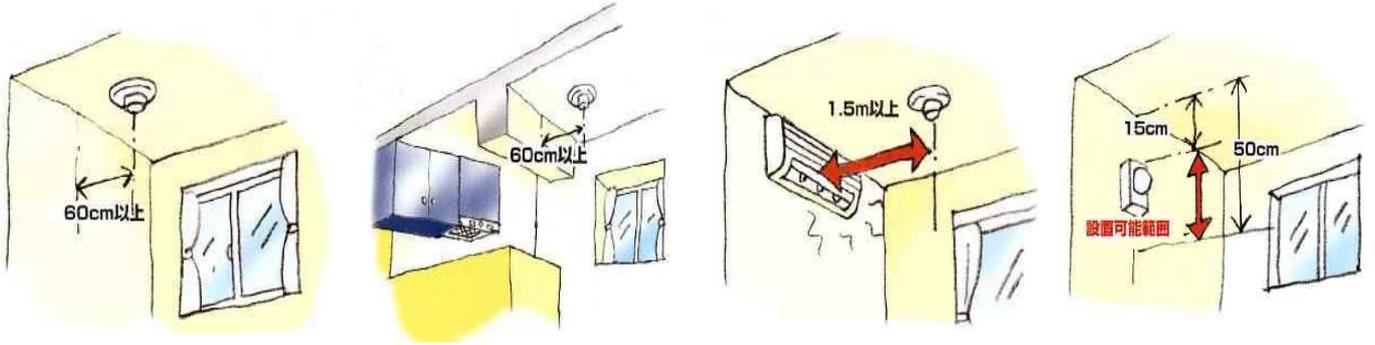
- 寝室にあたる部屋全てに
 - 寝室が2階の場合には、2階の階段にも
 - 寝室が1階だけで、3階に居室があれば3階の階段にも
 - 寝室がない階で、居室(7㎡以上)が5室以上あればその階の廊下などにも
- 上記の場所に自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが設置されている場合は不要です。共同住宅などの共用部分(共用廊下・階段、ホール等)は除かれます。

設置例 感知器



《取り付ける位置は？》

- ・ 天井に設置する場合は、壁やはりから 60 cm 以上離れた位置
- ・ 換気扇やエアコンの吹き出し口から 1.5 m 以上離れた位置
- ・ 壁に設置する場合は、天井から 15 cm 以上 50 cm 以内の位置



《どこで買えるの？》

- ・ ホームセンターや家電販売店、消火器などの消防用設備等を取り扱っている防災専門業者などで購入できます。

(機能により異なりますが、10年間使用のタイプで現在おおむね5~6千円くらいです。)

注意!



悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加しています。消防職員、市町村職員などを装い、「法律で決まったから、設置しないとイケない」などと、個人宅を訪問し、法外な値段で住宅用火災警報器を設置するといった手口が多いようです。

不適正な価格・無理強い販売などの悪質な業者には注意してください。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合は、クーリング・オフ制度の対象になり、契約の解除ができます。詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問合せ下さい

《ご相談は？》

	相談先	電話番号
最寄の消防署	京築消防本部予防課	電話 0979 82 0119
	豊前消防署	電話 0979 82 0119
	豊前消防署東部分署	電話 0979 72 0119
	豊前消防署西部分署	電話 0930 53 1191
	豊前消防署京部分署	電話 0930 33 2188
	豊前消防署勝山出張所	電話 0930 32 4384
その他	住宅用火災警報器相談室	電話 0120 565 911 (フリーダイヤル) 平日のみ (午前9時から12時、午後1時から5時)
	国民センター	URL http://www.kokusen.go.jp/map/



天井取付けタイプ



壁取付けタイプ



NSマーク

住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

あなたや家族の命を守る住宅用火災警報器を早めに設置しましょう。